

平成 24 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画

1 基本方針

食品安全基本法（平成 15 年 5 月 23 日法律第 48 号）第 14 条及び食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）に基づき作成された食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成 17 年 4 月 2 日食品安全委員会決定）においては、緊急時対応について平時から備えるべきこととして、緊急時対応訓練の実施を定めている。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震における緊急時対応の結果や、平成 23 年度に実施した緊急時対応訓練の検証結果等からも、継続して訓練を実施することの重要性が確認されたところである。

ついては、組織全体の緊急時対応能力の一層の向上を図るため、食品安全委員会及び事務局を対象に、緊急時対応訓練を実施する。当該訓練の結果（実際の緊急時対応が行われた場合は、その結果を含む。）については、その検証を行い、当該検証の結果を緊急時対応マニュアル、緊急時対応訓練計画等に反映する。

2 重点課題

（１）重要な情報を迅速かつ的確に国民に提供するための組織能力の向上

- 組織全体として、全職員が常に確実な初動対応が行えるよう、緊急時対応の具体的手順等を示した食品安全委員会緊急時対応手順書に係る実務研修を行い、緊急時の対応手順について、委員会及び事務局全体の理解を深める。
- 緊急時における国民への情報提供について、メディアの理解・協力を得て、迅速かつ的確に実施できるように、メディア対応に係る実務研修を行い、わかりやすく誤解を与えない資料作成技術や説明・応答技術の向上を図る。
- シナリオ非提示による訓練の実施等、より実践的な確認訓練を行い、組織的な緊急時対応の流れを実際に確認することで、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。

（２）緊急時対応マニュアル※等の実効性の向上

- 確認訓練において、食品安全委員会緊急時対応手順書に即した対応手順を確認することで、その実効性を検証する。
- 検証の結果、得られた改善策等については、必要に応じて緊急時対応マニュアルや食品安全委員会緊急時対応手順書等に反映する。

※緊急時対応マニュアル：

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（平成 16 年 4 月 15 日関係府省申合せ）、食品安全委員会緊急時対応基本指針（平成 16 年 4 月 15 日食品安全委員会決定）、食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（平成 17 年 4 月 21 日関係府省申合せ）、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）、緊急対策本部設置要領（平成 18 年 4 月 27 日関係府省申合せ）

3 訓練設計

実務研修と確認訓練の２本立てによる体系的な訓練設計にするとともに、効果的かつ効率的な訓練となるよう、開催時期、開催回数、訓練対象者、訓練方法等を工夫して行う。

【訓練設計の概要】

	実務研修	確認訓練
実施予定	平成２４年４月から 平成２４年１０月までの間	平成２４年１１月
目的	委員会及び事務局全体の基本的な緊急時対応能力を向上させる。	「食品安全委員会緊急時対応手順書」の実効性を検証するとともに、実際の緊急時における組織的な対応能力を向上させる。
内容	(1)初動対応体制強化に向けた「食品安全委員会緊急時対応手順書」に係る研修。 (2)国民への迅速かつ的確な情報提供実施に向けた資料作成や説明・応答に係るメディア対応研修。	緊急時の対応手順を、実践的な実働訓練を通して確認する。(シナリオ非提示で現実の時間経過に沿って行う。)
対象	委員及び事務局職員	委員及び事務局職員